

石狩商工会議所報



YAKUDO

躍動

2023 APRIL No.44 石狩商工会議所報 躍動
編集・発行/石狩商工会議所



第44号

令和5年度事業計画

基本方針

今後、新型コロナウイルス感染拡大に対する官民の対応が大きく変化し、ビヨンドコロナ（コロナ禍克服）の方向に向かうものと予想されますが、急速なインフレや為替の変動

による資源価格高騰など、経済環境が刻々と変化する中、インボイス制度の実施、パートナーシップ構築宣言やSDGs等に見られる社会的要請の多様化など、企業が対応すべき課題は依然として多く、商工会議所に求められる支援内容も複雑化、高度化するものと予想されます。このことから、石狩商工会議所としては、所外の専門家等をも活用した個別支援など、引き続き伴走型支援を積極的に展開して参ります。また、コロナ禍を経て、新たに起業を志す方々の相談も増加しており、従来実施している石狩市特定創業者支援事業への協力と併せて、独自の支援策を実施して参ります。

まちづくりの観点からは、新港地域の発展が当市経済の不沈を左右するものと認識し、大規模プロジェクトの誘致、とりわけ国や道

が掲げるゼロカーボン政策と合致し、経済的にも地域への貢献が大きいものと想定される洋上風力発電事業及び拠点港湾の整備について、経済波及効果を受容するための組織づくりについて研究するなど、引き続き重点的に推進いたします。

商工会議所の運営に関しては、現在の社会・経済情勢に対応できる組織構成とするべく、業種別部会及び地区協議会について、そのあり方について議論を深めて参ります。

以上を基本の方針とし、令和5年度は以下に掲げる事業を実施します。

重点項目

I 中小企業支援の強化と人材育成

一・小規模事業経営支援事業

経営者が抱える経営基盤強化や生産性向上などの課題解決のため、日常の経営相談・支援業務のほか、専門家・専門機関を活用した個別診断および専門家派遣事業等を実施し、よりきめ細かな支援体制強化を図って参ります。



2023 APRIL No.44 石狩商工会議所報 躍動
編集・発行/石狩商工会議所

石狩商工会議所

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地
TEL (0133) 72-2111 FAX (0133) 72-2577
URL : <https://www.ishikari-cci.or.jp/>

CONTENTS

令和5年度事業計画

TOPICS

令和4年度の主な事業活動報告

INFORMATION

- ・事業再構築補助金
- ・キャリア教育連携事業
- ・小規模事業者持続化補助金
- ・経営改善個別診断・経営支援専門家派遣事業
- ・石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金
- ・小規模事業者経営改善資金融資利子補助金
- ・人材育成助成金
- ・創業支援
- ・労働保険事務組合のご案内
- ・日商簿記検定試験施行期日等
- ・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます
- ・会館使用のご案内
- ・新会員募集のご案内

(1) 巡回・窓口相談、伴走型経営支援の強化（経営発達支援計画導入の検討）【**拡**】

(2) IT実装化支援事業（専門家派遣、個別診断）【**拡**】

(3) 経営力強化支援事業（中小企業経営力強化支援法）

(4) マル経・各種融資制度の活用支援

(5) 法務・税務・労務に関する相談事業

(6) 記帳機械化の推進（記帳継続指導）

(7) 創業支援の拡充と事業承継に関する相談、支援

(8) 会員事業所における多様な人材活用の推進

(9) 講習会・講演会の開催

二. 人材育成および労務対策事業の推進

後継者の育成や、従業員の高品質向上に関する諸事業を通じ、企業の中長期的な発展に貢献する人材の育成を行います。

(1) 青年部・女性会の活動支援

(2) 労働保険事務組合の運営強化

(3) 人材能力開発育成支援事業

(4) 健康維持増進支援事業の強化【**拡**】

(5) 優良従業員表彰の実施

(6) 各種検定試験の実施

II 地域経済振興・活性化へ向けた取り組み

一. 地域活力支援事業

商店街や企業が行う、集客や販促に繋がる自主的な活動に対し、積極的な支援を行います。

(1) 商店街対策事業

(2) 得する街のゼミナール（まちゼミ）支援事業

(3) 小規模事業者経営改善支援事業（マル経利子補給）

(4) 地域盛り上げ助成金事業【**拡**】

二. 活力ある地域産業の展開

地場企業がより市場競争力の高い商品を開発するよう、企業間ネットワーク構築や企業や製品を広く市内外にPRするための各種事業を展開します。

また、深刻化する人手不足問題に対する取り組みとして、市内及び近郊の教育機関との連携事業を展開します。

(1) いしかりPR事業

(2) 建設関連支援事業

(3) 新商品・新技術開発支援事業

(4) 石狩ものづくりネットワーク事業

(5) ビジネス交流事業（創業者向け・新規加入会員向け）【**拡**】

(6) 新規開業・創業支援事業（産業競争力強化法）【**拡**】

(7) いしかり創業促進事業（創業支援補助事業）【**新**】

(8) 雇用対策における教育機関との連携事業

三. 総合振興事業

(1) 小規模事業者等の経営基盤強化と経営環境変化への支援事業

(2) SDGsの推進と啓発

(3) 健康経営優良法人制度の推進と啓発

(4) 法定台帳整備

四. ビヨンドコロナ（コロナ禍克服）対策事業

(1) 市内消費喚起・需要拡大事業

(2) 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の設置

(3) 事業活動への影響調査及びその対応策の検討・実施



Ⅲ 産業基盤の整備促進へ向けた取り組み

一・提言・要望活動の強化

地域経済全体の振興及び市内立地企業の経営安定化に資するよう、税制の改正や各種振興・補助事業・インフラ整備等について、また、コロナ禍を乗り越えていくための諸課題について、会員をはじめとする地元企業の意見を集約し、日本商工会議所等関係機関と連携しながら、国や自治体に対し提言・要望活動を実施します。

- (1) 産業及び経済政策に関する意見の表明
- (2) 地域社会の問題に対する意見の表明
- (3) 社会資本整備の促進
 - ※(仮称)石狩市民文化ホール建設
- (4) 公共投資拡大に関する要望
- (5) 商工業の振興に関する要望

二・石狩湾新港地域の開発促進

石狩市の強みを活かした再生可能エネルギーの地産地消導入促進や市内RE100ゾーンによる再エネ区域の実現など、「経済と環境の好循環」を目指すほか、石狩湾新港地域の機能を最大限発揮するためのインフラ整備を国や道へ要望するとともに、地域振興の観点から、同地域への投資が地場企業へ還流するよう関係機関に働きかけます。

- (1) 再生可能エネルギーの地産地消に伴う

地域振興促進

(石狩市沖の有望な区域への早期選定と石狩湾新港の拠点港化を進める期成会への協力)

- (2) 洋上風力発電事業支援組織に関する調査・研究【新】
- (3) 企業誘致促進及び立地企業への操業支援活動の推進
- (4) 港湾施設、道路網等の整備促進活動
- (5) 国内定期航路の誘致促進
- (石狩湾新港国内定期航路誘致期成会への協力)
- (6) 新港の活用による貿易・経済の拡大

Ⅳ 会員サービスの充実と財政基盤の強化

一・各種共済制度の加入推進

中小企業の経営安定化に資する共済制度について、制度内容・効果等を積極的にPRし、加入を推進するとともに、手数料による安定的な財源の確保に努めます。

- (1) いしかり共済等の積極的な推進【拡】

二・会報・WEBサイトの活用による情報提供

当会議所が運営する各種媒体を活用し、会員企業に対し人材確保に関すること等を含む必要かつ有益な情報を迅速に提供するとともに、会員企業や製品のPRに努めます。また、ホームページの有効活用による経営相談等の

デジタル化や、情報提供の迅速性・利便性の更なる向上を図ります。

- (1) 会報「躍動」(冊子版・FAX版)の発行
- (2) 会議所HPの有効活用による情報発信力の強化

三・会員交流事業の実施

会員企業相互の親睦を図るとともに、異業種間の交流によるビジネスチャンス拡大を目的とした会員交流会を開催します。

四・会館利用の促進

当会議所が管理・運営する石狩商工会館について、研修・会議での利用等、貸室および備品貸出業務を周知し、会館利用の促進を図ります。

Ⅴ 組織体制と活動基盤の強化

一・部会・委員会活動の活性化

業種別部会を通じ、各業種における課題を抽出・改善していくための様々な事業を実施し、部会員の経営安定化に貢献します。また、当会議所が抱える諸問題・重要事項に関し、委員会による調査研究活動を推進し、商工会議所運営の円滑化を図ります。

- (1) 部会研修、部会員交流事業の実施
- (2) 部会員の意見、要望等のとりまとめ



(部会構成再編に関する検討) **【拡】**

(3) 委員会による調査研究、諮問事項への
具申

(4) 役員・議員研修の実施

二. 地区別協議会の開催

各地区における会員相互の交流を促進するとともに、会員から直接意見を聴取し、役員との意見交換を行う場として、地区別協議会を開催します。

(1) 地区別協議会再編の検討 **【拡】**

三. 会員増強運動の推進

当会議所の組織力強化を図るため、加入推進パンフレット等のツールを作成・活用し、組織強化特別委員会を中心に会員および役員が一丸となって、新会員獲得運動を展開します。

(1) 加入推進による組織力の強化 **【拡】**

令和5年度 収支予算書 総括表

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

(単位：千円)

会 計 別	収 入			支 出			備 考
	令和5年度 予 算 額	令和4年度 予 算 額	対 比 増 減	令和5年度 予 算 額	令和4年度 予 算 額	対 比 増 減	
1. 一般会計	62,845	69,074	△6,229	62,845	69,074	△6,229	繰入金 0 繰出金 7,913
2. 中小企業相談所特別会計	57,937	61,213	△3,276	57,937	61,213	△3,276	繰入金 6,338 繰出金 0
3. 商工会館運営特別会計	8,680	8,151	529	8,680	8,151	529	繰入金 1,074 繰出金 0
4. 共済事業特別会計	7,674	7,589	85	7,674	7,589	85	繰入金 281 繰出金 0
5. 労働保険事務組合特別会計	2,314	2,223	91	2,314	2,223	91	繰入金 220 繰出金 0
合 計 (繰入金・繰出金を除く)	139,450 (131,537)	148,250 (138,941)	△8,800 (△7,404)	139,450 (131,537)	148,250 (138,941)	△8,800 (△7,404)	

令和4年度 要望活動

令和4年度初頭においては依然として新型コロナウイルスの感染拡大が終息せず、加えて資源価格高騰、為替の急激な変動等により苦境に立たされた中小零細事業者の状況を踏まえ、石狩商工会議所では北海道商工会議所連合会等の関連団体と連携して、国や道、石狩市に対し、以下のとおり要望・陳情活動を行った。

(全道商工会議所大会提出議案：国・道に対する要望事項)

- 1 感染対策に取り組む事業者への支援、資金繰りに対する支援、ワクチン接種の推進等
- 2 広域観光サイクリングルートの創出
- 3 札幌丘珠空港の滑走路延長による機能拡充と国内路線の拡充
- 4 交通・物流インフラの整備促進並びに国土強靱化の促進

【道路網の整備】

- ・道央圏連絡道路（国道337号）の早期全線開通、花川通延伸の早期完成、国道の防災対策、新港地域から札幌都心へのアクセス改善、新港地域から高速道路ICへの直接アクセスに関する調査促進、道道の整備等

【交通インフラ】

- ・石狩～札幌間との軌道系交通機関の実現

【港湾機能の整備】

- ・石狩湾新港北防波堤の延伸整備及び石狩湾新港東地区（埠頭）の整備促進、石狩湾新港への内貿定期航路就航の実現。石狩湾新港への海上保安官署の設置、港湾法に基づく「拠点港湾」への指定
- 5 環境に配慮したデータセンター（DC）の集積誘致、石狩警察署の新設
 - 6 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業の「促進区域指定」の実現
 - 7 北海道開発に係る枠組み（開発予算の一括計上や北海道特例措置）の堅持

(石狩市に対する商工業の振興に関する要望)

重点事項

- 1 石狩市沖における洋上風力発電と支援基地港湾の整備
 - 2 石狩湾新港地域内の土地利用の見直しについて
 - 3 (仮称)石狩市民文化ホールの建設について
 - 4 大胆な財政出動による市内の消費拡大策の実施について
 - 5 公共工事の早期発注について
 - 6 石狩湾新港地域における産業支援機能の再設置について
- I 経済回復に向けた地場企業等活性化
 - 中小・小規模事業者への支援策強化、経営改善普及事業等に伴う交付金の拡充、資金調達の円滑化に向けた金融支援の拡充、創業・事業承継等に対する支援強化、バイ（買う・使う）いしかり運動の強化推進
 - II コロナ時代を見据えたまちづくりへの支援
 - 地域商店会の魅力づくりに向けた支援強化、地域イベント再開への支援強化、観光振興施策の推進
 - III 強靱な地域開発と社会資本の整備
 - 石狩湾新港の整備強化と利用促進、石狩湾新港地域への企業誘致と操業支援強化、札幌圏（市内）における交通網整備の促進、都市基盤施設等の整備推進、保健・福祉・医療体制の構築強化、環境対策の強化

わくわくスタンプラリー

- ・ **目的**：いしかり地域応援商品券（石狩市プレミアム付商品券発行事業）の付加価値を高めるとともに、石狩市内の多くの参加店舗へ消費者を誘導し、さらなる経済効果を生み出すことを目的として実施した。
- ・ **事業内容**：いしかり地域応援商品券を使用して500円以上のお買い物等をした顧客に対して、参加店がスタンプラリー応募用ハガキにスタンプ（店名判）を押印し、3店舗（全て別の店舗）分のスタンプが押された場合に応募できるものとした。
- ・ **実施期間**：令和4年 6月20日（月）～令和4年10月31日（月）
- ・ **参加店舗数**：79店舗
いしかり地域応援商品券取扱店のうち大型店を除く石狩商工会議所会員のうち当事業への参加を希望する事業所
- ・ **応募総数**：1,713通
- ・ **当選者数**：特賞30名 お楽しみ賞120名

いしかり地域応援商品券

石狩市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている市内事業者の経済の活性化を図るとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、30%のプレミアムが付いた商品券（1冊500円券×13枚綴・6,500円分を5,000円で販売）を発行し、当会議所および石狩北商工会で構成する実行委員会が販売・換金業務等を行いました。

今回の商品券は、500円券13枚のうち5枚（2,500円分）は中小規模店舗のみで使用できる「専用券」、のこり8枚（4,000円分）をすべての参加店で使用できる「共通券」として、大型店への消費流出対策を図りました。

また、購入については1世帯につき最大20冊までの事前申込制とし、申込数が発行冊数（10万冊）を超えた場合は冊数を調整のうえ購入引換券を交付するなど、希望者がもれなく購入できるよう工夫もなされました。

コロナ禍の状況下においても、本商品券事業により市民の利便性向上、購買力の増強、市内経済の活性化に大いに寄与することができました。

スタンプラリー第2弾

- ・ **目的**：石狩商工会議所会員及び石狩市内商店会会員の消費者への認知度向上及び来店機会の創出を目的として実施した。
- ・ **事業内容**：いしかり子育てクーポンを使用して500円以上のお買い物等をされたお客様に対して、参加店がスタンプラリー応募用ハガキにスタンプ（店名判）を押印し、2店舗（全て別の店舗）分のスタンプ（店名判）が押された場合に応募できるものとした。
- ・ **実施期間**：令和4年12月24日（土）～令和5年2月28日（火）
- ・ **参加店舗数**：83店舗
いしかり子育て応援クーポン事業参加店のうち、大型店を除く商工会議所会員及び石狩市内商店会会員のうち当事業への参加を希望する事業所
- ・ **応募総数**：399通
- ・ **当選者数**：100名



いしかり子育て応援クーポン

石狩市では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、物価等が高騰しているなか、子育て世帯の家計負担を軽減するとともに市内消費の喚起を図ることを目的として「いしかり子育て応援クーポン」（対象児童一人あたり20,000円分）を発行、対象世帯へ支給し、当会議所および石狩北商工会で構成する実行委員会が参加店舗の取りまとめや換金業務等を行いました。

本事業には市内事業者218店舗が参加し、年末から使用期限の2月28日まで間、約1億8千万円分のクーポン券が参加店舗にて使用されました。



会員交流会

令和5年2月3日（金）、茨戸ガーデンにて会員交流会を開催し、83名（来賓含む）が参加しました。

交流会では、令和4年度に加入された新会員を紹介し、当日参加された新会員には、自社PRも行っていただきました。また、参加者それぞれが積極的に名刺交換などを行い、親睦と交流を深めました。

余興では、豪華景品が当たるお楽しみ抽選会やジャンケン大会を行い、会場内が大いに盛り上がりました。

ご参加いただきました会員の皆様には、心からお礼申し上げます。



石狩ものづくりネットワーク

◇石狩市ものづくり企業見学・交流会

日時 ①令和4年10月17日（月）
②令和4年10月24日（月）

対象 北海道科学大学機械工学科1年生

視察先 ①(株)石川金属製作所、富士屋鉄工(株)、(有)北栄ステンレス工業、マルキン工業(株)
②(株)エコテック・ワン、振興自動車(株)、(株)徳重、(株)フジ

参加者 ①学生41名、教員4名
②学生40名、教員4名

◇企業見学レポート発表会

日時 令和4年11月28日（月）

会場 北海道科学大学 A303講義室

内容 企業見学交流会に参加した学生による見学レポート発表

参加者 10事業所14名



優良従業員表彰

永きわたり企業発展に貢献されてきた従業員を表彰いたしました。おめでとうございます。

《20年表彰》(株)シンエー機材 板垣 栄一
(株)シンエー機材 佐々木 仁

《15年表彰》(株)ジャスト・カーゴ 佐伯 敏文
(株)ジャスト・カーゴ 桑原 伸宏

《10年表彰》(有)ササキ通信 中倉 圭太
(有)ササキ通信 最上 拓郎
(株)シンエー機材 高橋 京史
(株)シンエー機材 門田 孝二
(株)シンエー機材 本間 宣之

《5年表彰》 山内塗装店 水野 陵一 (敬称略)



リフォームフェスタ

3月25日（土）・26日（日）の2日間、花川北コミュニティセンターにて「いしかりリフォームフェスタ2023・春」を4年ぶりに開催し、市内外から約1,500人が来場しました。

会場では、建設業種の会員14社と協賛出品メーカー4社が出展し、最新のリフォームアイテムやリフォーム技術のノウハウなどを来場者に紹介しました。

また、近年注目が集まっている再生可能エネルギーやSDGsに関するセミナーを開催し、多くの来場者が熱心に耳を傾けていました。

ステージでは、サーモンファイターレイベショを行い、たくさんの家族連れで賑わっていました。

今回のイベントで、多くの来場者に企業名・業務内容をアピールすることができ、新規顧客獲得に向けてのPR効果を得ることができました。



女性会

令和4年度は、11月16日にむかわ町・厚真町・安平町において会員研修を行い、11名の会員が参加いたしました。研修では、主に被災地を訪れ、胆振東部地震を経験された後、新たな事業をスタートされた方のお店等を訪問したり、当時の体験談をお伺いしたり等、大変貴重な経験をすることができました。

また、9月9日には「第34回全道商工会議所女性会研修交流会」が森のスパリゾート北海道ホテルにて開催され、当女性会より7名が参加いたしました。当日は、記念講演や交流会などが行われ、全道各地の女性会メンバーと交流を図ることができました。

その他、フラワーアレンジメントづくり講習等、会員相互の親睦、資質向上を目的とした講習会等を開催しております。



写真は、11月16日開催 会員研修の写真

青年部

令和4年度は、8月25日に日本商工会議所青年部第309回役員会を花川北コミュニティセンターおよび石狩市民プールにおいて開催いたしました。

会期当日は、全国より228名の日本YEG役員が参集したことにより、市内に一定の経済効果をもたらし、地域経済活性化に資することができました。

今後も青年部員の資質向上を図り、より一層青年部として地域振興・社会貢献への取り組みを行うと共に、石狩の経済界を担う人材を育てるべく、日々研鑽に努めてまいります。



写真は、令和4年8月25日 開催
「日本YEG第309回役員会」

令和4年度 部会活動 報告

◇建設業部会視察研修

日時 令和4年10月21日(金)～22日(土)
視察先 小樽市 北海道新幹線「後志トンネル」、北海道ワイン、小樽貴賓館・旧青山別邸
参加者 15名

◇工業部会 視察研修

日時 令和4年10月26日(水)～27日(木)
視察先 愛知県名古屋市の(株)テクノプラス、(株)岩田三宝製作所
スマート工場EXPO(展示会)、トヨタ産業技術記念館
参加者 9事業所11名

◇北海道職業能力開発大学校 見学会

日時 令和4年11月28日(月) 16:00～17:00
場所 北海道職業能力開発大学校
参加者 8事業所9名

◇工業部会 意見交換懇親会

日時 令和4年11月28日(月) 17:30～19:30
場所 哀愁酒場14丁目
参加者 7事業所8名

◇建設業・工業部会合同開催 職長・安全衛生責任者講習

日時 令和5年2月8日(水)～9日(木)
会場 (株)PEO建機教習センタ北海道教習所
出席者 7事業所10名

◇商業・サービス業部会合同開催 セミナー

日時 令和5年3月24日(金)
会場 石狩商工会館
テーマ 人手不足に悩む経営者・採用担当者のための人材確保セミナー
①「応募が来ない…」と悩む採用担当者のための求人成功戦略
②従業員のための福利厚生制度「企業型確定拠出年金(選択制)」活用法
講師 ①村上労働行政事務所 副所長 西尾 譲 氏
②あいおいニッセイ同和損害保険(株)金融サービス事業室 次長 遠藤文嘉 氏
参加者 10名

◇建設業部会 いしかりリフォームフェスタ2023・春

実施期間 令和5年3月25日(土)～26日(日)
参加企業数 14社

事業再構築補助金

事業再構築補助金は、長びく新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が激しさを増す中、中小企業等が行うポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組みを支援するものです。

令和5年度から売上高減少要件の撤廃や申請枠が大幅に変更となります。

1) 必須申請要件

- ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- ②補助事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%～5.0%（申請枠による）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%～5.0%（申請枠による）以上増加達成。

2) 補助対象経費

公募要領をご確認ください。

3) 補助金額・補助率

①補助金額（成長枠）

従業員数20人以下：上限2,000万円
従業員数21～50人：上限4,000万円
従業員数51～100人：上限5,000万円

従業員数101人以上：上限7,000万円

②補助率（成長枠）

中小企業 1/2（大規模な賃上の場合2/3）

中堅企業 1/3（大規模な賃上の場合2/3）

※「成長枠」のほか、「大規模賃金引上枠」「物価高騰対策・回復再生応援枠」「最低賃金枠」「グリーン成長枠」「産業構造転換枠」「サプライチェーン強靱化枠」など複数枠が設定されております。

4) 公募スケジュール

第10回：令和5年3月下旬から公募開始予定。

5) 申請方法

申請はjGrants（電子申請システム）での受付となります。GビスIDプライムアカウントが必要となりますので、申請をお考えの方は早めに取得ください。IDの発行には時間を要する場合があります。

※認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ウェブサイト「経営革新等支援機関一覧」をご確認ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

当補助金の詳細は事業再構築補助金事務局ウェブサイトをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

キャリア教育連携事業

石狩商工会議所では、平成30年6月1日付で北海道科学大学と、また、令和4年3月17日付で石狩翔陽高校とのキャリア教育連携に関する協定を締結し、企業・団体・学校が連携して、地場企業をよりよく知る機会の充実を図るとともに、同校の学生が社会人として活躍するための基礎能力と専門性を併せ持つ人材の育成を目的としたさまざまな事業を行っております。

当会議所といたしましても、今後一人でも多くの学生が地場企業に就職していただけるよう、相互実施事業への参画など、会員事業所のご協力を賜りながら同校との連携強化に努めてまいります。



石狩市ものづくり企業見学レポート発表会（11/28実施）

経営改善個別診断・ 経営支援専門家派遣事業

中小企業・小規模事業者を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、経営課題・経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しています。

中小企業相談所では、経営指導員、補助員等による経営アドバイスのほか、税務・労務・融資など窓口での経営支援、直接皆様の会社を訪問させていただき巡回支援を実施し、経営改善に係る適切な支援を行っております。

また、経営指導員等による一般経営相談に加え、より複雑な経営課題や専門的事項に関するご相談には、中小企業診断士等の専門家派遣による経営相談支援を行っており、会員の皆様に対し、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を、年間3回まで無料で実施しております。

専門家派遣については、商工会議所独自の経営改善個別診断事業のほか、「中小企業119」や「エキスパートバンク」など、外部の支援機関の枠組みもご活用いただけます。ご利用に際しては、それぞれ所定の手続き等がございますので、予め事務局にご相談ください。

■中小企業相談所 経営支援課
☎0133-72-2111

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を策定した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援するもので、その取組に要した経費の一部が、所定の審査を経て採択決定された場合に補助金として交付されます。

新年度（令和4年度第2次補正予算）からは、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者を対象に、通常枠・特別枠ともに一律50万円の補助上限の上乗せを行うこととされています（下表参照）。

類型	通常枠	賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者 の場合3/4)			2/3
補助上限	50万円	200万円			
インボイス 特例	50万円 ※インボイス特例の要件を満たす場合は、 補助上限額に50万円を上乗せ				

【インボイス特例の要件】

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、特例は適用されません。

第12回公募の申請締切は令和5年6月1日です。

制度の詳細や公募要領、申請様式等の入手については、下記WEBサイトでご確認ください。

■小規模事業者持続化補助金公式サイト
<https://r3.jizokukahojokin.info/>

石狩市中小企業特別融資貸付金 利子補助金

令和4年度下期の利子補助金の申請時期です！

石狩市中小企業特別融資資金を利用し、対象期間中に同制度の融資に対して支払った利子のうち融資利率の0.5%を補助します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対しては、令和4年度（令和5年3月）までに借り入れた「石狩市中小企業特別融資資金」の利子を全額補助します。

【対象期間】

令和4年10月1日から令和5年3月31日までに支払った利子分

【対象要件（コロナ特例）】

- ・令和4年度（令和5年3月）までに「石狩市中小企業特別融資資金」をご利用されている事業者
- ・令和4年4月から令和5年3月の期間のうち、任意の1ヶ

月間の売上が令和元年、令和2年又は令和3年の同月比で10%以上減少した場合

※上記の全ての要件を満たす事業者が対象

【申請期限】

令和5年4月14日（金） ※期限までに必ず申請してください。

【申請書設置場所】

- (1) 石狩市企画経済部商工労働観光課
- (2) 石狩商工会議所
- (3) 石狩北商工会
- (4) 市内同制度取扱金融機関

※石狩市HPからもダウンロードできます。

【申込・問い合わせ先】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市企画経済部商工労働観光課 TEL72-3166

人材育成助成金

当会議所では、研修機会の増進を図り多くの有為な人材を育成し、市内商工業者の経営体質強化、経営安定、活性化に寄与することを目的した助成金制度を設けておりますので、ぜひご活用ください。

●対象となる研修

中小企業基盤整備機構の中小企業大学校等公的機関及び(株)PEO建機教習センタ（石狩会場）が実施する研修

●助成率及び助成限度額

助成対象経費の2分の1以内、1年間に1会員事業所が受けられる助成金の限度額は4万円です。

●助成金の申請

研修終了後、1ヶ月以内に石狩商工会議所人材育成助成金交付金申請書に次の書類を添付して事務局まで申請ください。

- ①研修案内等研修内容がわかるものの写し
- ②修了証書の写し
- ③受講料、教育費の領収証の写し
- ④旅費・宿泊費の清算書及び領収証の写し
- ⑤その他必要と認める書類

●助成金の交付

書類内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内において、助成金（千円未満切捨）を交付します。予算に達した時点で当該年度の助成を終了します。

●助成金対象経費

研修にかかる受講料、教育費、旅費および宿泊費（宿泊費は中小企業大学校付属寮に入寮した場合のみ）

小規模事業者経営改善資金 (マル経資金) 融資利子補助金

マル経利子補助事業は、小規模事業者の経営安定と資金調達コスト軽減を目的に、マル経融資を受けた事業者に対して当会議所が実施しており、マル経融資を利用された会員事業所は、1%の利子補助が受けられます。

【概要】

補助期間：最初の1年間（12ヶ月）

補助率：融資実行時の金利のうち1.0%

補助条件：

- ①当会議所の会員であること
- ②当会議所から推薦されたマル経融資であり、約定通り償還され滞りのないもの。
- ③当会議所の会費を完納されていること。

補助限度額：5万円

【申請方法】

初回返済日から6ヶ月ごとに、申請書兼請求書、振込先記入用紙、日本政策金融公庫発行の利息支払証明書、返済予定表（写）を提出

小規模事業者経営改善資金（マル経）融資は、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人、低利で(株)日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

※詳細は、石狩商工会議所 経営支援課へお問い合わせください。

創業支援

石狩商工会議所では、市内で開業を予定している方々について、石狩市や金融機関、各分野の専門家などと協力して、支援する体制を整えています。

石狩市では、産業競争力強化法に基づき、「石狩市創業支援事業計画」を策定し、平成27年に国の認定を受けており、石狩商工会議所もこれに協力しております。

具体的には、同計画における特定創業支援事業として、個別相談窓口を設置しており、中小企業相談所において、日頃から起業を志す方々の相談に応じております。また、相談内容が高度なものとなった

場合につきましては、必要に応じて専門家を派遣するなど、多様なニーズに対応できるように体制を整えています。

実際に起業に至った方々につきましても、各金融機関と連携しながら、各種融資制度の斡旋を行うなど、計画から起業の最終段階に至るまで、継続して支援してまいります。

商工会議所では例年、起業を目指す方々を対象とした創業セミナーを開催しておりますが、本年度につきましても開催を予定しており、日程等が決定次第、適宜周知する予定となっております。

労働保険事務組合のご案内 ～労働保険未加入の事業所は、加入しましょう！～

石狩商工会議所では、会員サービスの一環として、労働保険事務組合業務を行っています。

ご相談は、お気軽に！

・労働保険とは

労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、パート・アルバイトを含めた労働者を1日・一人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続きをしなければなりません。

・労災保険は

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡した場合に、被災労働者やその遺族を保護するために必要な保険給付を行います。

・雇用保険は

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するための必要な給付を行います。

※雇用する従業員の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用する見込みがあれば、必ず雇用保険をかけなければなりません。

・労働保険事務を委託するメリット

①事務負担の軽減

公共職業安定所や労働基準監督署への事務手続きのほか、労働保険料の申告・納付や雇用保険の資格取得・喪失等の手続きを代行しますので、事務処理の負担軽減が図られます。

②分割納付

通常は納付すべき概算保険料の額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険が成立している事業主については20万円）以上でなければ分割納付ができないところを労働保険事務の処理を事務組合に委託している事業主は、保険料の額に関わらず3回に分けて納付できます。

③事業主も労災保険に特別加入できる

労災保険に加入することができない事業主や家族従事者等も、労災保険に特別加入できます。通常、従業員しか加入できない労災保険に事業主も加入できるので、従業員と一緒に仕事をされる事業主の方も安心して作業ができます。ただし、雇用する労働者について労災保険が成立していることが必要です。詳しくは、次の問い合わせ先まで

■問合せ先：経営支援課

(TEL：0133-72-2111)

令和5年度実施 日商簿記検定試験 施行日

日商簿記検定試験（2級・3級）では、随時施行可能なネット試験を実施しております。ネット試験方式の受験申込方法（インターネット受付のみ）、試

験施行開始日時等の詳細は、日商簿記検定のホームページをご確認ください。

(<https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping>)

◆当会議所における令和5年度 日商簿記検定試験 施行期日等一覧表

検定回数	検定級	施行日	募集期間	受験料
164	1～3級	令和5年6月11日（日）	4/24～5/15	1級 7,850円 2級 4,720円 3級 2,850円
165	1～3級	令和5年11月19日（日）	10/2～10/23	
166	2～3級	令和6年2月25日（日）	1/9～1/29	

※施行内容は変更することがあります。

令和5年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金が引き上げられます

◆中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

令和5年3月31日まで 月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50%（平成22年4月から適用） 中小企業は25%			➔	令和5年4月1日から 月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1ヶ月の時間外労働			1ヶ月の時間外労働		
	1日8時間・1週40時間を 超える労働時間			1日8時間・1週40時間を 超える労働時間		
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%	
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%	

➤令和5年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①又は②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸 業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

◆深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜業との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22：00～5：00）の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%＋時間外割増率50%＝75%となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

◆代替休暇制度

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を1日又は半日単位で付与することができます。この場合、労使協定の締結が必要となります。

◆就業規則等の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて次のような就業規則等の変更が必要となる場合があります。

【例】

第〇条 割増賃金率は次の計算式により計算して支給する。

(1) 法定労働時間を超え、かつ、月60時間以内の時間外労働に対する部分

$$\left(\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{皆勤手当} + \text{〇〇手当}}{1\text{ヶ月平均所定労働時間}} \right) \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(2) 法定労働時間を超え、かつ、月60時間を超えて労働させた時間外労働に対する部分

$$\left(\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{皆勤手当} + \text{〇〇手当}}{1\text{ヶ月平均所定労働時間}} \right) \times 1.50 \times \text{時間外労働時間数}$$

 (以下、略)

◆36協定

時間外労働について割増賃金率50%を適用する（月60時間を超えて時間外労働をさせる）ということは、災害時等を除いて、36協定に特別条項（臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合）がなければなりません。

会館使用のご案内

当会議所では、会議室の貸出を行っております。会議、講演会、社員研修会などにご活用ください。会議室のお問い合わせや、申込の際は総務課までご連絡ください。

■会館使用料金表（税込）

	夏期（自5月～至9月）		冬期（自10月～至4月）	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
大ホール	4,400	4,840	5,720	6,600
小会議室	550	605	715	825
役員会議室	2,200	2,420	2,860	3,190
備考	電気料を含む	電気料を含む	電気料及び暖房料を含む	電気料及び暖房料を含む

(2時間単位)



新会員さんを募集しています

お知り合い・取引先で未加入の方がおりましたら、是非ご紹介ください



こんなときは、
石狩商工会議所へどうぞ！
企業のさまざまな問題解決を
お手伝いします。
お気軽にご相談ください！

融資を利用したいので相談にのってほしい…
万が一に備えた保険に加入したいな…
スキルアップの研修を受けたいけど、
受講料が…
石狩産材を使った商品、試作してみたけど…
商売やっていると、いろいろと悩みが…



たとえば、こんなことやってます

マル経融資

無担保・無保証人・低金利で融資が受けられます。
(当会議所の経営指導と推薦が必要)

人材育成助成金

公的機関等の研修参加費を最大40,000円助成します。
(費用総額の1/2)

新商品・新技術開発支援

新商品等の開発・販路拡大に関する調査研究に対して
経費の一部を助成します。

このほかにも、**異業種交流・ビジネスマッチング、金融・税務、人材育成**など、
経営支援のための各種サービス事業を行っております。皆様の企業経営に是非お役立てください。

健康診断

市内指定病院での健康診断が特別料金で受診できます。
しかも1人につき500円助成。

いしかり共済

月額980円からの生命共済制度。
業務内外を問わず24時間保障。

ご加入に関するお問合せは **石狩商工会議所**まで ☎ **0133-72-2111**

アクサ生命は商工会議所と協力して健康経営を推進しています。



アクサ生命

～さらに企業を発展させるために～
業績向上・人材確保を実現する
健康経営

労働人口の減少により、今後の企業は人材の確保が困難になる事が想定され、生産性向上が求められるようになります。

健康経営はそういった経営課題を解決に導く取組みです。

健康経営を実践して得られる主な効果

生産性向上(業績向上)

4年で営業利益を5倍に伸ばした企業があります。

リクルート効果

採用応募者数が倍増している企業があります。

健康経営は、アクサ生命がサポートします！

健康経営アドバイザー
によるサポート
〈北海道には136名〉

健康経営優良法人
認定の申請まで
サポート

充実したサポートツール
WEBアンケート
職域健康セミナー

「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社
札幌営業所

☎ **011-271-7388**